

## 議会基本条例検討協議会（第22回）

平成25年 4月24日（水）

場 所：委員会室

1 前回の協議会以後の経過について

2 成文化した条文の確認（資料1）

3 「市民」について（資料1、2）

4 逐条解説について（資料3）

5 その他

1. 前回の協議会以後の経過について

【河崎会長】 前回の協議会以後の経過について、事務局から説明する。

【事務局長】 前回は、3名の委員が元議員の葬儀出席のため途中で退席された。その後、このような状況で協議を続けるべきではない旨の意見もあり、協議は打ち切りとなり、逐条解説の協議は途中までとなっている。

また、自治基本条例の市民の定義の見直しについて、議長の意見を聞きたいという意見などがあり、それにかかわる議長の考え方を報告させていただく。

4月11日に議長室において、副議長同席のもと、正副会長に出席いただき、会長から議会基本条例の検討状況等の報告を受けた後、自治基本条例の市民定義の見直しなどを含め4者で意見交換が行われた。意見交換の内容などを踏まえ、議長の判断は、自治基本条例が本市の最高規範の条例として存在しているの、現段階では自治基本条例の市民の定義を見直すことなく、自治基本条例の考え方にのっとって、議会基本条例の検討を進めてもらいたいとのことであった。

また、議会基本条例の制定にあたっては、期限にとらわれることなく、十分議論を尽くした上で制定してもらいたいとのことであったので、併せて報告させていただく。

【河崎会長】 質疑等はあるか。

【窪委員】 日本共産党は自治基本条例が最高規範との立場に立っていない。議長の認識は、議員は事業体も含めた代表とのことなのか。

【事務局長】 解釈等については別の場でとのことで、あくまでも現在、自治基本条例がある以上、それに基づいて対応してもらいたいという意味合いである。

【窪委員】 議会基本条例の検討の中で、自治基本条例の市民の定義が他条例に及ぶと初めて認識した。行政は企業等の協力を得なければならないので、ある面ではあり得るが、議会ではそういうわけにはいかない。議員はあくまでも自然人である市民の代表である。行政側とどう協議するのかを議長なりに対応してもらいたい。

【河崎会長】 自治基本条例の成立過程では反対の議員もいたが、民主主義の中で自治基本条例は最高規範性を持って本市の条例として存在している。議長もその事実ののっとって議会基本条例をつくるようにとの見解であった。

【赤嶺委員】 それは議長の見解なのか。本協議会に対する要請なのか。

【事務局長】 あくまでも議長の考え方であり、本協議会の進行状況を伝えて、議長の考え方を伺ったということである。

【河崎会長】 2つの意見があり、1つは9月定例会上程にこだわらず、十分に討議を尽くすようにということ、もう1つは自治基本条例の改正がなければ議会基本条例を制定できないということではなく、あくまでも現在自治基本条例が存在するもとの議会基本条例という認識を持って進めてもらいたいとのことであった。そういうことで本日の協議を進めてもらいたい。

2. 成文化した条文の確認

【河崎会長】 成文化した条文の確認について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき、前回の協議による変更箇所等を説明。

【河崎会長】 第5条の「市民の代表として」は「選挙で選ばれた者として」と置き換えても意味が通じ、むしろわかりやすいと考え正副会長案として提案したが、いかがか。

【大波委員】 「市民」との文言が問題だから変えるのか。

【河崎会長】 「市民」を改めて議論するよりは、重大な使命を有するのは選挙で選ばれているからであり、「選挙で選ばれた者として」と置き換えたほうが、むしろ適切ではないかと思った。

【大波委員】 少し考えたい。

【河崎会長】 本日の会議中にお願いしたい。

【窪委員】 前文の「市民全体の福祉の向上」は、事業体も含まれることになり、ひっかかる。「市民」の負託に的確に応える」は、事業体の負託に応える場合もあると捉えてもよいが、前文にはそういう問題がある。

【河崎会長】 「市民」については、次の日程で議論したい。事務局次長から説明があった条文の変更について、大波委員が第5条の改正について考える以外は、了承とこのことでよいか。

#### 全 員 了 承

【事務局次長】 章立てについても了承とこのことでよろしいか。

【河崎会長】 章立てについて、前回持ち帰りたいとの意見もあったが、記載の章立てでよろしいか。

#### 全 員 了 承

【山田委員】 第20条の正副会長案は検討しないのか。

【河崎会長】 次の日程で議論したい。

### 3. 「市民」について

【河崎会長】 「市民」について、事務局に説明を求める。

※事務局次長から資料1及び資料2に基づき説明。

【河崎会長】 資料2（自治基本条例逐条解説）第3条で「市民」と「市」の定義等が記載されている。これを基本に置いて議論を進めてもらいたい。

各会派から全体を通して「市民」について意見をもらいたい。

【山本委員】 みんなの党大和は、自治基本条例の市民の定義に問題があるとの主張もうなずけるが、議会基本条例での「市民」は、一般的概念の「市民」と、自治基本条例の「市民」が混在しており、議長の意向も踏まえると、今まで議論してきた方向性でよいのではないか。

【河崎会長】 「住民」などに置き換えなくて、「市民」でよいとの意見か。

【山本委員】 すべてがそうではないので、個別に協議して議論がまとまるのであれば、それをやっていくべきである。

【古谷田委員】 大和クラブは、自治基本条例は最高規範と定義づけられているので、議会基本条例では「市民」でよい。市民が読んだときに「市民」と「住民」が混在して

いるとわかりにくい。問題点があれば、今後見直していけばよい。

【大波委員】 無所属は、自治基本条例の「市民」に疑義のある会派もあるので、議会基本条例では「市民」でよいものと悪いもので分けても仕方がない考える。混在もやむを得ない。

【河崎会長】 この条例では、どこが「市民」でどこが「住民」と考えているか。

【大波委員】 四角囲いをして保留になっている「市民」について、どこまで大丈夫か、論議の中で判断するしかない。

【河崎会長】 大波委員は、どこが「住民」であるべきと考えるか。

【大波委員】 四角囲いの「市民」はすべて「住民」であるべきだが、検討の中で判断していくしかない。

【河崎会長】 窪委員から、前文の「市民の負託」は「市民」でよいとの話があった。

【大波委員】 論議の中で判断したい。

【窪委員】 日本共産党としては、議会基本条例をまとめるためには、使い分けるしかない。前文の「市民の負託」は許容範囲だが、「市民全体の福祉の向上」は「市民」にすると問題が残る。

【河崎会長】 第1条の「市民の負託」はどうか。

【窪委員】 後段の「もって市民福祉の向上」は「住民福祉の向上」になるのでどうだろうか。

【河崎会長】 「市民福祉の向上」は「市民」で確定している。

【窪委員】 前は進行が急で、意見を挟む余地がなかった。問題が残るのではないか。

【河崎会長】 前文の「市民の負託」は譲歩してもよいとのことだが、目的の「市民の負託」はどうか。

【窪委員】 「市民の負託」はよいが、「もって市民福祉の向上」はどうか。

【大波委員】 前回、合意されている。

【河崎会長】 そういうことである。

【窪委員】 本当によいのだろうか。

【河崎会長】 第2条の「大和市民の意思」はどうか。

【窪委員】 問題がある。

【中村副会長】 「大和市の住民の意思」でどうか。

【窪委員】 それなら支障はない。本意ではない。

【河崎会長】 合意点を探らなければならない。

【窪委員】 議会として、自治基本条例の見直しをお願いすべきである。自治基本条例を理解していない市民が見ると、この条例は何だとなる。

【河崎会長】 第20条の「市民意思」はどうか。

【窪委員】 「市民」ではおかしい。

【河崎会長】 他会派の意見はどうか。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは、前回と方針は変わっていない。現状は自治基本条例の定義があるので、「市民」と規定すれば自治基本条例の「市民」になる。「市民」とするか「住民」とするかで考え方等この条例を大きく左右することは理解している。1点確認したいが、「住民」の定義はされているのか。

【議事担当係長】 基本的には、地方自治法で定めている「住民」になると考える。「居

住する者」という概念になってくると思う。

【赤嶺委員】 「住民」もしっかり定義づけて、はっきり記載するのであれば使い分けることで構わないと考える。

【河崎会長】 「住民」も定義するということか。

【赤嶺委員】 そうしないと、古谷田委員が述べたように、読んだ人はわかりにくい。

【河崎会長】 「住民」と置き換える場合は、定義を入れるという意見か。

【赤嶺委員】 そうして、その後、自治基本条例の定義の見直しも行い、それに伴い議会基本条例も調整していけばよいと考える。

【井上委員】 新政クラブは、本意ではないが、前文及び第1条は「市民」でよい。第2条及び第20条は、「住民」に置き換えたい。条文として格好が悪いかもしれないが、現状を踏まえると、こういうことになってしまう。

【河崎会長】 第2条は「大和市の住民の意思」に、第20条は「住民の意思」に変更するとの意見でよろしいか。

【中村副会長】 前文及び第1条の「**市民**の負託」は「住民の負託」でなくてもよいか。

【井上委員】 窪委員が述べていたように最大限の譲歩である。

【中村副会長】 「負託」は選挙によってと捉えられないか。

【井上委員】 本意ではない。

【河崎会長】 「負託」の意味について、事務局に確認したい。

【議事担当係長】 「人に引き受けさせて任せること」で、用例として「国民の負託に応える」と広辞苑には記載されている。

【河崎会長】 新政クラブは最大限譲歩して、「市民の負託」との意見でよいか。

【井上委員】 それでよい。

【中村副会長】 それでよい。

【山田委員】 公明党は、基本的には負託は住民の負託だと思っているが、前文が「市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、住民の負託に的確に応える議会」となると、読んだ方にとっては不自然で余計にわからなくなる。「市民」が義務を負ったり、権利を有したりする条文ではないので、「市民」という言葉で統一したほうがよい。第1条も「市民」で統一したほうがよい。第2条と第20条は「住民」に置き換えることでよい。

【議事担当係長】 先ほどの住民の定義について、地方自治法で住民について定めている条文を読み上げたい。「第10条、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と定義されている。

【窪委員】 住所を有するとは。

【中村副会長】 自然人だということである。

【議事担当係長】 「もの」は漢字の「者」であり、自然人たる住民ということになる。

【窪委員】 事業所は住所ではなく、何というのか。

【中村副会長】 所在地である。

【窪委員】 「住民」は、自然人を前提にしている。

【河崎会長】 神奈川ネットワーク運動は、自治基本条例では、市の構成員は「住民」としながら、行政の対象者は広く「市民」と定義している中で、議会が二代表制の機能を発揮しながら執行機関と向かい合うときに、対象者が微妙にずれるのは問題が起こるということ、市民が条例を読んだときに「市民」と「住民」が混在していてわかりに

くいことから、通して「市民」にすべきと考えている。ただ、第20条「議員定数」では明らかに選挙を意識しているので、ここは「住民の意思を反映するために必要な数」と住民にすべきと考えている。第2条第1項の「大和市民」は、同条第2項第1号で「議決により、市の意思決定を行うこと」と、構成員が「住民」である「市」の意思決定ときちんと規定されているので、広い意味の「市民」でよいと考える。

【中村副会長】 四角囲いの「市民」は、第5条の「市民」は大波委員が保留しているが、検討が必要なのは第2条と第20条となるか。

【窪委員】 問題提起はしなければならない。自治基本条例の「市民」に拘束されるのはいかがか。

【河崎会長】 自治基本条例を制定している県内他市（川崎市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、横須賀市、綾瀬市）の市民の定義を調べたが、定義をしていない綾瀬市を除き、本市と同様の定義をしている。横須賀市は加えて「その他の納税者」も市民に加えている。

【窪委員】 根本的におかしい。あくまでも主権者は住民である。企業に社会的責任を負ってもらうことは大事だが、基本的なところまで一緒にしてしまっただけの掛け違いである。

【中村副会長】 第2条第1項は「大和市の住民の意思」としたい。第2項第1号の「市の意思決定」の「意思決定」にかかわっているのは「市民」ではなく「住民」である。意思決定にかかわっていない「市民」の意思を代表しているはずはない。

【河崎会長】 先に第20条について、賛否を問いたい。「市民意見」とすべきとの意見はあるか。なければ「住民の意思」に条文を改めることでよいか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 次に第2条については、意見が分かれている。

【中村副会長】 全員合意できないのであれば、合意している範囲で書くのが原則だと思う。議会によって代表される意思に大和市の住民が入らないと考える委員はいないと思うが、住民のほかに自治基本条例で加えている方まで広げるかどうかで意見が分かれているので、最大限一致している「住民」と規定することになるのではないか。

【河崎会長】 第1項を削除する方法もある。

【中村副会長】 それには合意できない。

【河崎会長】 皆が合意しているのは第2項である。

【中村副会長】 第1項を条文として規定することに異議はなかった。第2条第1項は本条例の中で一番重要な条文と考えている。この条文をなくしては、この条例の意味がなくなる。

【大波委員】 そのとおりである。

【窪委員】 議員はいらないということになる。

【河崎会長】 第2項第1号に「議決により、市の意思決定を行うこと」と規定されている。

【窪委員】 市長は大和市を代表する長であり、議員は自然人たる大和市民を代表している。そこがないと、議員は普通の市民になる。

【河崎会長】 どの会派も、基本的な考え方を異にする市民の意見を代表することはできない。企業の意見を代表できない議員もいれば、代表している議員もいる。それぞれの立場の議員がいるので、窪委員がこだわっているところが腑に落ちない。

【窪委員】 それぞれの立場で集った28名の議員が、まさに市民を代表している。しかし、日本共産党市会議員として、あくまでも自然人たる市民の意見を聞くこともあるし、問題提起することもある。「市民」を「住民」より広く捉えるべきとの立場ではある。

【河崎会長】 そうであれば、「大和市民の意思は、議会によって代表される」で問題ないのではないか。

【中村副会長】 あくまでも全会一致が原則である。「住民」というところまでは皆が一致しているので、「住民」とするしかない。住民の意思を代表していないという委員はいないはずだが、窪委員のように、企業が入ると代表していないという委員もいて意見が分かれる。「大和市の住民の意思」とする以外、方法はない。

【窪委員】 副会長の意見に同意する。

【中村副会長】 「市民」にしたいとの考えはわかるが、一致しているのは「住民」までである。

【河崎会長】 「住民」ではない「市民」の方から、自分たちの意思は代表してもらえないのかとの意見があったときに、説明に困る。

【中村副会長】 意見を反映はするが、代表ではないと考える。

【河崎会長】 それぞれの議員が代表した結果、議会が議決をしている。

【中村副会長】 例えば、企業の社長が選挙で1票投じて自分の意思を任せることはあるが、会社には投票権がない。そういう意味で、幅広い市民を代表しているのはどうかとの意見もあるので、意見が分かれな「住民の意思」と規定するしかない。

【窪委員】 そういうことだと思う。

【河崎会長】 「市民」「住民」とあまり書き分けるのはどうかのと疑問を呈している委員もいる。

【窪委員】 企業や労働組合が選挙運動をやることには問題があるが、本人たちはよしとしている。そういうあり方はおかしい。そういうことを踏まえると、副会長が述べているように「住民の意思」であればよいと思う。

【河崎会長】 副会長の意見は、「住民の意思」が最大限一致しているところなので、そう規定すべきとのことだが、そうであれば第1項は削除すべきと考える。

【大波委員】 それは会長の意見であり、皆の意見を代表してもらいたい。

【河崎会長】 2つの考え方があるが、ほかの委員の意見はどうか。

【窪委員】 議会であり二元代表制と言っているのに、「代表」ということを規定しないことは問題がある。住民の代表ということは、皆否定はできない。

【古谷田委員】 「大和市民の意思」でよいと思う。本市行政職員も半数は市外在住である。市外職員の考えも入れるのであれば、「市民」という規定も合っている部分がある。

【井上委員】 議会とは違う話である。

【古谷田委員】 最高規範である自治基本条例の「市民」とすべきではないか。

【赤嶺委員】 基本的には「市民」とすべきと考えるが、それではまとまらないので、今の議論の内容を踏まえて定義づけを行ったほうが、議論が進むのではないか。

【山本委員】 「市民の意思」を「住民の意思」にすべきとの意見の方は、逐条解説「議

会の大きな役割は、市民を代表して議決することです」も変えるべきとの考えなのか。

【中村副会長】 見た目がカッコ悪くなるのは承知の上で述べている。自治基本条例が最高規範と言われているが、地方自治法のほうが上位である。地方自治法には「市民」という概念はなく、規定されているのはあくまでも「住民」で、その「住民」による自治であるので、ここは「住民」とするしかない。

第1項の削除は論外である。それを言い出すとすべての条文がおかしくなる。皆が合意できている「住民」で規定するしかない。

【河崎会長】 ほかの意見はどうか。

【大波委員】 再度「市民」にすべきとの意見を聞いてみてはどうか。

【窪委員】 それをやってしまうと、賛成できなくなる。

【中村副会長】 考え方が違うので、いくら時間をかけても合意できない。合意できている「住民」で規定するしかない。

【窪委員】 そのとおりである。できるだけ合意できるようにやっている。自治基本条例の議決では反対している。

【河崎会長】 市側に意見を聞く段階もあるので、ここは「大和市の住民の意思は、議会によって代表される」として、市側に提示することでどうか。

#### 全 員 了 承

【河崎会長】 前文については、「住民」とすべきとの意見を持っている委員もいるようだが、「市民」で合意してもらえないか。

【窪委員】 「憲法が規定する地方自治の本旨」と整合するのか。

【河崎会長】 そこにこだわるのなら「憲法が規定する地方自治の本旨」を削除するしかない。

【窪委員】 それには賛成できない。

【河崎会長】 それなら「市民」で合意してもらおうしかない。

【窪委員】 「市民」として矛盾がないかと聞いている。

【河崎会長】 事務局はどのように考えるか。

【窪委員】 自治基本条例の「市民」だと、これは何だとなりかねないのではないかと。後々見識を疑われかねない。

【山本委員】 「市民全体の福祉の向上」ではなく「全体の福祉の向上」にしてはどうか。

【窪委員】 この文章には「憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり」とあるので、それとの関係で問題視している。

【山本委員】 「市民」が入るといかがかとなる。「市民」を削除してはどうかということである。

【河崎会長】 今の件は、事務局で調査しておいてもらいたい。市側からも何らかの指摘があるかもしれない。窪委員にも調べておいてもらいたい。前文の「市民」は、ひとまず「市民」として市側に提示したいが、よろしいか。

【窪委員】 「地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上」は整合性がないと思っている。憲法第92条の趣旨、精神に沿わない。下から3行目の「市民」の負託に答える」



は許容できる。

【河崎会長】 「**市民**全体の福祉の向上」は、法解釈上問題がないか今後の課題として、前文2カ所の「**市民**」は四角囲いを外して、「市民」とすることで譲歩してもらうこととしたい。

【窪委員】 譲歩はしていない。

【河崎会長】 第1条の「**市民**の負託」は四角囲いを外し、第2条の「大和**市民**の意思」は「大和市の住民の意思」に変更する。

第5条の「**市民**の代表」は、大波委員はどうか。

【大波委員】 提案の内容でよい。

【河崎会長】 第5条は「選挙で選ばれた者」に変更する。第20条は「**市民**意見」を「住民の意思」に変更する。

以上のおりでよいか。

## 全 員 了 承

### 4. 逐条解説について

【河崎会長】 逐条解説について、事務局に説明を求める。

※事務局次長から資料3に基づき説明。

【事務局次長】 第7条については、公明党から案が出ているので配付している。

【河崎会長】 暫時休憩する。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

【河崎会長】 第4条について、何かあるか。

【山本委員】 解説に「議会が改革に取り組むと同様に、議員も資質向上に努めることを明記しました。」と1項目追加することを提案する。

【窪委員】 第3号に「行政監視」とある。議員の主要な役割は行政の監視、チェックであり、解説で触れたほうがよい。

【河崎会長】 例えばどのようなか。

【窪委員】 即答できないが、それぞれの立場で行政を監視、チェックすることが、議員の最大の仕事と思っている。

【河崎会長】 「議員の活動は、行政監視とともに政策立案や政策提言が重要です。」となるか。

【窪委員】 「議員は行政のあらゆる施策を住民の立場で監視、チェックすることを明記しました。」などである。

【河崎会長】 あらゆる施策には住民以外の施策も含まれる。

【窪委員】 ある面ではすべての施策でもよい。

【河崎会長】 「監視」のところで、チェックすることも解説に入れるとの意見か。条文を繰り返すだけの解説とならないか。

【窪委員】 土地開発基金の件も、議会としてチェックしなければならなかった。適正

に執行されているのかチェックするのが、議会の最大の役割である。

【河崎会長】 「議員は執行機関のあらゆる施策を監視し、チェックすることを明記しました。」と3つ目に加えること、4つ目として「議会が改革に取り組むと同様に、議員も資質向上に努めることを明記しました。」を加えることについて、意見等はあるか。

【井上委員】 条文を読んで理解できることを改めて解説するのはどうなのか。

【山本委員】 それだと、冒頭の「どのような原則に基づき活動すべきかを明記しました。」も書いてあるとおりである。

【井上委員】 条文どおりの解説は減らしていったほうがよいとの考え方である。

【窪委員】 条文を「行政監視とチェックに努める」としてもらえれば、解説はなくても構わない。

【河崎会長】 条文は合意している。

【窪委員】 少なくとも解説に入れてほしい。

【河崎会長】 監視とチェックはどう違うのか。

【窪委員】 監視しておかしいと踏み込むのがチェックと思っている。

【井上委員】 監視とは、おかしいことがあれば指摘するのが前提ではないか。

【窪委員】 議会で合議するとは、どういうことをイメージしているか。

【河崎会長】 例えばこの場での議論である。

【窪委員】 議会内の合議であって、議会は行政機関をチェックする。このことで立場の違う議員同士の意見を合議させることはない。「チェック」と入れてもらってもよいのではないか。

【河崎会長】 チェックは片仮名であり、監視とチェックはどう違うか。

【窪委員】 指摘となるか。

【河崎会長】 事務局に確認するが、P D C AサイクルのCは「check」だが、どう訳しているか。

【議事担当係長】 計画・実行・評価・改善である。

【河崎会長】 監視及び評価となるが、どうか。

【窪委員】 事務局の見解では、どういう文言が適切か。

【河崎会長】 窪委員のチェックのイメージはどのようか。

【窪委員】 執行が適正なのかをチェックする。

【赤嶺委員】 どのような解説がよいのか。

【窪委員】 「監視し、チェックする」と入れたい。

【河崎会長】 「チェック」は「評価」と受け取られる。窪委員の述べるニュアンスと少し違うのではないか。

【窪委員】 精査し、おかしいと述べる。

【河崎会長】 「監視し、指摘する」か。指摘するだけで改善策はどのようか。

【窪委員】 改善も指摘に含まれるのではないか。

【河崎会長】 「あらゆる施策を監視し、指摘をし、改善策を提案する」とすれば意に沿うのか。

【窪委員】 そうである。

【大波委員】 それでよいのではないか。

【河崎会長】 「議員は、執行機関のあらゆる施策を監視し、指摘し、改善策を提案す

ることを明記しました。」となるか。

【山田委員】 「積極的に政策立案及び政策提言」の内容が、こういうものだと読めてしまう。新たな施策を立案、提言することもある。

【河崎会長】 「議員は積極的に政策立案及び政策提言を行うとともに」と入れないと一方に偏ってしまうが、繰り返し書くのもどうか。ここは解説しなくても第3号は理解できると思うがどうか。

【窪委員】 書いたほうがよい。ほとんどは行政側が政策をやっている。それをチェックするのが議員の最大の責務である。

【河崎会長】 3点目は「指摘」は外して、「議員は、政策立案等を行うとともに、執行機関のあらゆる施策を監視し、改善策を提案することを明記しました。」でどうか。

【大波委員】 山田委員はそれでよいのか。

【山田委員】 それでよい。

【河崎会長】 4点目は「議会が改革に取り組むと同様に、議員も資質向上に努めることを明記しました。」でどうか。

【窪委員】 改革とはどういうイメージか。地方自治の本旨にのっとれば、あらゆることができる。

【河崎会長】 第3条の議会の活動原則を改めて明記することで、一つの議会改革との受けとめでつくったのではないか。

【山本委員】 第3条の解説では「必要な改革に取り組むことを明記した」とある。それと同様に書くということである。

【河崎会長】 それでは2項目をさきほどの内容で追加する。

【山田委員】 2点目の解説は「議会は住民の縮図」ではなく、「議会は住民の多様な意見の集約の場」のほうがよいのではないか。

【河崎会長】 「市民の多様な意見」としたほうが自然ではないか。

【山田委員】 それでもよい。

【河崎会長】 「住民の縮図」は選挙で選ばれていることに呼応している。「議会は、住民の縮図であり、多様な意見の集約の場と言えます。」でどうか。

【窪委員】 必ずしも議会の意見の集約ではなく対行政である。議会内で議論するのではなく行政に対して議論する。

【井上委員】 多様な意見を集約するということである。

【山田委員】 さまざまな意見を議員が聞いて、それを議会で集約する。

【河崎会長】 第4条の解説は、2点目は「議会は住民の縮図」を「議会は住民の縮図であり、多様な意見の集約の場」とし、3点目として「議員は、政策立案等を行うとともに、執行機関のあらゆる施策を監視し、改善策を提案することを明記しました。」、4点目として「議会が改革に取り組むと同様に、議員も資質向上に努めることを明記しました。」と追加することでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第5条について何かあるか。

【二見委員】 1点目の解説で、「第1条で、」及び「目的は」から「規定しました。」ま

でを削除し、「市民の代表」を「住民の代表」に改めることを提案する。

【河崎会長】 通して読むとどうなるか。

【二見委員】 「この条例の目的を達成するために、議会を構成する議員は、住民の代表として」となる。

【河崎会長】 先ほどの条文の修正で、「市民の代表」は「選挙で選ばれた者」に変わっている。

【二見委員】 では、そのようにしてもらいたい。

【河崎会長】 削除の理由は何か。

【二見委員】 あえて記載する必要がない。

【河崎会長】 「この条例の目的を達成するために、」はいらないのではないか。

【二見委員】 削除してもよい。

【河崎会長】 では、冒頭から「達成するために、」までを削除し、「市民の代表」を「選挙で選ばれた者」に変更することでよいか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 次に、第6条について何かあるか。

なければ、第7条について、公明党から案が提出されているが、説明をお願いしたい。

【山田委員】 逐条解説に「各種団体やサークル」と記載してほしいとの提案だが、逐条解説案に盛り込まれているので、それでよい。

第7条の1点目の解説は、冒頭から「逐条解説で」までは削除し、「現行の地方自治制度では」以下の記載だけでよいのではないか。

【河崎会長】 冒頭部分をあえて入れたのは、本協議会でも市民参加の捉え方が各委員でかなり違っていたことがある。市民も市民参加にさまざまな意見を持っており、誤解をされるおそれがある。まず、市民参加はどのようなものか明らかにする必要があると考えた。

【山田委員】 市民参加について記載があったほうが明確でわかりやすいが、「現行の地方自治制度では」以下の記載で十分ではないか。

【二見委員】 基本的には1点目の解説は削除と考えている。市民参加推進条例は執行機関に対する条例なので、違和感がある。

【大波委員】 原文でよい。

【山本委員】 1点目を削除すると2点目の「これらを踏まえて」も削除か。

【二見委員】 削除してもらいたい。

【赤嶺委員】 大波委員と同意見である。

【河崎会長】 山田委員は強行に削除ということではないと思うが、どうか。

【山田委員】 全削除の提案があったが、地方自治制度で市民参加をどう捉えているかの記載はあったほうがよいのではないか。

【二見委員】 公明党の提案までは譲れる。

【中村副会長】 「現行の地方自治制度では」以下の記載は、市民参加推進条例の逐条解説の引用だが、現状こうであるので、括弧を取って残すのはよいと考えるが、前段は議会への参加も市民参加推進条例に基づいているとの誤解を与えてしまう懸念があるの

で、削除してもらいたい。執行機関への市民参加と議会への市民参加は異なる。

【河崎会長】 この解説は、市民参加推進条例を引用するにあたり、まずは条文を引用し、次に逐条解説を引用するという原則から出発している。まず執行機関の市民参加を記載し、それらを参考に議会がどうするかという組み立てでつくった。

【窪委員】 あえて削除しなくてもよいのではないか。

【中村副会長】 本市で「市民」と規定すると自治基本条例の幅広い「市民」になる。市民参加推進条例は幅広い「市民」の参加を裏づける条例であり、自治基本条例のもとにある条例である。議会基本条例も同様になるのは問題である。新政クラブは自治基本条例に問題があると考えており、積極的に自治基本条例は引用しない。この逐条解説は「市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則」としながら、「市民参加はそれを補完し」と、「住民参加」を「市民参加」にしており解釈上問題があるが、妥協している。前段の記載は認められない。

【河崎会長】 「現行の地方自治制度では」以下の記載は、逐条解説を引用しないで記載するということか。

【中村副会長】 そういうことである。

【河崎会長】 どのような文章となるか。

【中村副会長】 「現行の地方自治制度では、選挙で選ばれた市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、「市民参加」はそれを補完し、自治を充実させるものとして位置づけられています。」

【河崎会長】 「市民参加」は地方自治制度で、そのように位置づけられているのか。

【中村副会長】 それが問題であればすべて削除である。位置づけられてはいないが、このような文章になっているから、やむなく述べている。

【河崎会長】 「大和市民参加推進条例の逐条解説では」という記載は生かさないと、ちぐはぐになってしまう。

【中村副会長】 地方自治制度は、間接民主主義が原則である。

【河崎会長】 「現行の地方自治制度では」以下をどうするかである。

【中村副会長】 「現行の地方自治制度では、選挙で選ばれた市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり」は、市民参加推進条例の逐条解説を引用しなくても、そのとおりではないか。

【河崎会長】 「「市民参加」はそれを補完し」以降をどうするかである。例えば「市民参加はそれを補完し、自治を充実させるものです」と書くか。

【窪委員】 「ものです」とは、位置づけられているということではないか。

【河崎会長】 地方自治制度では、自治を充実させるものとは位置づけられていないと思う。

【中村副会長】 原則論で言うなら「直接民主制はそれを補完し、自治を充実させるものです」となる。市民参加は、本来は住民参加だが、直接民主制の一つのあらわれである。

【河崎会長】 ここは「市民参加」の条項である。

【中村副会長】 本来は、住民参加だが、自治基本条例の市民の定義でおかしくなっている。今回は現状の例規のもとで策定することとなったので、あえて逐条解説で触れたくない。

【赤嶺委員】 市民参加の定義はどうなるのか。市民参加の定義は市民参加推進条例の定義を用いて、それをもって自治を充実させるためとなっており、わかりやすい。それを踏まえて、議会が必要と判断した場合には参加の機会を設けるとなっている。

【河崎会長】 原文のままとした場合、「市長と市議会議員を住民の代表とする」は「市長と市議会議員による」に直したい。

第7条に関して、ほかにも削りたい箇所があれば、一括して提案してもらえるか。

【二見委員】 2点目の解説の後半「この条例」以下を削除。5点目の解説の「やサークル」及び「実施方法等」以下を削除してもらいたい。

【河崎会長】 「この条例」以下の削除の理由は何か。

【二見委員】 あえて書く必要がない。

【河崎会長】 あえて書いてもよいのか。

【二見委員】 書かなくてよいということである。

【河崎会長】 どうしてか。

【二見委員】 会派での決定である。あえて書く必要がない。

【井上委員】 この文章を書く必要性があるのか。

「各種団体やサークルなど」は「各種団体など」で一つにくくれる。「実施方法等」以下の削除も書く必要がない。

【河崎会長】 「実施方法等」以下の削除は、意見交換会等をやる気はないという意味のあらわれか。

【二見委員】 そのようなことは述べていない。いろいろ議論があり、譲歩し合って「行うことができる」との条文になった。あえて「検討していきます」と書く必要はない。条文の話に戻ってしまう。

【山本委員】 「この条例」以下の削除は、こういう経緯でこの条例はつくられたということを示すことは意義がある。「実施方法等」以下の削除は、どのようにやるのか条文からはわからないので、削除する必要はないのではないか。

【山田委員】 「この条例」以下の削除は、逐条解説なのであえて記載しなくてもよいのではないか。「各種団体やサークルなど」を「各種団体など」とし一つにくくことは、そのほうがよいのであれば構わない。

【河崎会長】 「実施方法等」以下の削除はどうか。

【山田委員】 基本条例が制定された後は、他の事項も含め、どう進めていくか検討していくのは当然のことである。

【河崎会長】 書いても書かなくてもよいということか。

【山田委員】 そうである。

【赤嶺委員】 「この条例」以下は、特に削除する必要はない。「各種団体など」は公明党の理解が得られれば構わない。「実施方法等」以下は、検討は行うべきと考えるので記載は必要である。

【大波委員】 原文でよい。

【窪委員】 まとめるのなら、意見が出ている箇所は削除でもよい。生かしてもよいが、削除してまとめたほうがよいのではないか。

【河崎会長】 会派としての意見は、「この条例」以下の記載は、開かれた場で協議したことは伝える必要があると考える。「各種団体やサークルなど」は「各種団体など」でも

わかる。「実施方法等」以下は、条文が「行うことができる」とまでしか合意できていないところでは微妙であるが、会派としては積極的に検討してほしい。

2点目の解説の「議会が」は「議会として」のほうがよいと思う。

1点目の解説は、削除する、しないで意見で分かれているが、どのようにするか。

【大波委員】 他委員の合意が得られれば削除でよい。

【河崎会長】 削除の意見が多いので、1点目の解説は「現行の地方自治制度では、選挙で選ばれた市長と市議会議員による間接民主制が原則であり、」の次は「市民参加」はそれを補完するものです。」としか書けないのではないかな。

【窪委員】 そうだと思う。

【河崎会長】 2点目の解説は、「これらを」ではなく「これを踏まえて、議会として市民の意見を直接聞くことが必要であると判断した場合は、市民参加の機会を設けることを規定しました。」とし、後段の「この条例」以下もあつたほうがよいとの意見を尊重し、記載したい。3点目、4点目は原文どおりとし、5点目の解説は「各種団体やサークルなど」を「各種団体など」とし、「明記しました」で終わりとするかどうか。

【赤嶺委員】 「実施方法等」以下は削除するのか。

【河崎会長】 現状では合意ができていない。残すべきとの意見か。

【赤嶺委員】 確認である。

【古谷田委員】 「実施方法等」以下を削除しても、議会報告や意見交換をやらないということではないと確認したい。

【河崎会長】 具体的に検討するのかどうかは今後の議論となる。条例としては「できる」までしか合意できていないとの気持ちが強い会派もある。

【窪委員】 意見交換会は、商工会議所や医師会などと既にやっている。あえて書かなくても必要に応じて意見交換している。

【山本委員】 議会報告会は本市議会ではやったことがない。それを「できる」と規定すると、どのような形でやるのか市民は疑問に思うのではないかな。「条例制定後の検討課題です」等、何らかの形で残しておいたほうがよいのではないかな。

【河崎会長】 「実施方法等は条例制定後の検討課題です」と書くということか。

【中村副会長】 新政クラブは否定的というわけではないが、議会報告会にはいろんな意見があるのも事実で、客観的な報告しかできない、場合によっては自分の意見も言える等議論が錯綜している。そもそも条例がなくても行える。検討すると書かなくても、検討したからこの条文がある。また、一度行えば、逐条解説で「検討する」と書いてあっても実施している段階になる。

【河崎会長】 そういうことであればあえて書く必要もないので、「実施方法等」以下は削除と提案する。第7条の解説については、以上の修正でどうか。

全 員 了 承  
(中村副会長退席)

【河崎会長】 次に、第8条について、米印の部分の説明を事務局に求める。

【議事担当係長】 「会議規則で定める秘密会」との記載に対し、山本委員から「地方自治法で定める秘密会」とすべきとの意見があり確認をしたが、本会議の秘密会は自治

法に規定があり会議規則にも規定があるが、委員会の秘密会は自治法に規定はなく、委員会条例に規定がある。ただ、3つ根拠法令を書くのであれば、「地方自治法等」としてはどうか。

【河崎会長】 「会議規則で定める秘密会」は「地方自治法等で定める秘密会」に変更したい。

【窪委員】 大和市議会会議規則に秘密会の規定があるのか。

【河崎会長】 規定はあるが、記録が残る範囲では事例は確認できない。

ほかに何かあるか。

【二見委員】 1点目の解説の「(記録が残る範囲では、大和市議会で秘密会とする議決が行われたことはありません。)」は削除したい。

【河崎会長】 どうしてか。

【二見委員】 記録が残る範囲という曖昧なことを、解説に載せることはない。

【河崎会長】 記録が残るということは、かなりの正確性がある。

【二見委員】 行われていたかもしれない。それはわからないのではないか。

【河崎会長】 事務局に確認するが、記録が残る範囲では、どのくらいまで遡れるのか。

【議事担当係長】 本会議と委員会の会議録の保存期間は、現在30年となっている。ただ、議会の文書は歴史的価値のある文書として、保存期間が過ぎても市史編纂を所管する部署で保存しており、そこで保存されている限り遡っていい。

秘密会の有無は調査したことはないが、開催されている記録は見たことはない。

【河崎会長】 少なくとも30年間はないと解釈してよいか。

【議事担当係長】 詳細な調査は行ったことはない。議会の手引きに事例を記載しているが、そこに記載がないため、知りうる範囲では開催はないとしか申し上げられない。

【河崎会長】 入れた理由は、政府等が秘密で何かをやることは国民、市民から不評で問題視されるからである。副会長の意向で逐条解説に秘密会の記載をしているが、秘密会を乱発しているイメージを与えるおそれがあると考え、実績がないことを記載した。括弧書きを削除するのであれば、秘密会自体の記載も削除したほうがよいのではないか。

本日は時間であり、続けてもすぐには終わりそうもないので、第8条以下については、次回検討したい。

【山本委員】 第8条は、新政クラブが持ち帰るということか。

【井上委員】 副会長の意向で秘密会と記載したとのことだが、その意図を確認したい。

【窪委員】 本市議会の規程に秘密会の規定があるのではなかったか。

【議事担当係長】 委員会条例や会議規則に規定はある。

【窪委員】 そうであれば、あえて書かなくてもよいのではないか。

【河崎会長】 第8条以下は次回検討する。

## 5. その他

【河崎会長】 その他として、事務局から願います。

【事務局次長】 次回の日程がまだ決まっていないので、決めていただきたい。

【河崎会長】 従前配付していた今後のスケジュールどおりに9月定例会で上程することは、難しくなった。市民説明会もずれ込むことになる。逐条解説が合意できた時点で、改めてスケジュール案は示したい。次回開催が既に予定されている日はいつか。



【事務局次長】 4月30日に午前中に代表者会、議運の開催が予定されており、同日午後に開催できればと考えている。

【河崎会長】 新しい日程の提案である。30日の午後1時からどうか。

【大波委員】 15時まででお願いしたい。

【河崎会長】 12時あたりから始めることは可能か。

【事務局次長】 代表者会、議運があるので、その終了時間にもより、読み切れない。

【窪委員】 午前中はほかの用事もあり難しい。

【河崎会長】 それでは30日は、13時から15時までとしたい。

【大波委員】 次の日程はどうなるか。

【山本委員】 5月20日が日程として決定されている。

【河崎会長】 5月20日は、市側との意見交換をした後の協議のために設けていた日程であるが、予備の日程として押さえておいてもらいたい。

傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後0時18分 閉会